

# 介護ロボット等導入支援補助 <事業の流れ>

申請者の手続き  
 県の手続き

## 1. 補助金交付の申請

要綱及び申請書等の各種様式には記載例を掲載しておりますので、十分ご確認のうえ、必要事項を記入し、添付書類とともに県(長寿社会課)に提出してください。  
**※導入計画書策定にあたっては、導入後における介護ロボット等の活用が事業所内で円滑に行えるよう、機種・対象者の検討、施設内部体制確保等の点について十分ご検討いただいたうえで作成をお願いします。**

## 2. 申請書内容の審査

提出いただいた申請書の内容を審査します。  
 (予算の範囲を超える申請があった場合は、法人ごとの台数調整等を行う予定です。)

## 3. 交付決定・通知

補助金の交付要件を満たすものについて交付決定を行い、通知します。

## 4. 介護ロボット等の導入

**・必ず交付決定後に介護ロボット等を導入してください。**  
 (注: 交付決定前に、発注、購入、リース又はレンタル契約したものは**補助対象外**となります。)  
**・導入前に当初計画から変更があった場合は、変更手続きが必要な場合があります。**  
 ※申請時に提出した見積書等の内容に変更があった場合は、まず県(長寿社会課)まで速やかにご連絡願います。(例: 見積額の変更、介護ロボット等の一部改良に伴う仕様変更等)  
**変更申請しないまま導入した場合は補助対象外となることもありますので、ご注意ください。**  
**・申請した年度中に介護ロボット等の導入及び支払いを全て完了してください。(できるだけ早期の導入をお願いします。)**

## 5. 実績報告

定められた様式により、実績報告書を作成し、県(長寿社会課)に提出してください。  
 ・介護ロボット等を導入し、導入費用の支払いを終えた日から30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで。

## 6. 実績報告書内容の審査・額の確定通知

報告書の内容を審査し、補助金額を確定します。確定後に補助額を通知します。

## 7. 補助金の交付請求

請求書を作成し、県(長寿社会課)に提出してください。

## 8. 補助金の支払い

請求書に基づき、補助金を交付します。

## 9. 介護ロボットの導入計画書及び使用状況報告書の報告・公表(3年間)

補助金の交付決定を行った翌年度の4月10日までに使用状況報告書を提出してください。  
 <例> 令和3年12月1日に介護ロボットを導入した場合

1回目	令和4年4月10日まで	導入日から令和4年3月31日までの使用状況(令和3年度中の退職者数等を含む。)
2回目	令和5年4月10日まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの使用状況(令和4年度中の退職者数等を含む。)
3回目	令和6年4月10日まで	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用状況(令和5年度中の退職者数等を含む。)
最終	令和6年12月10日まで	令和6年4月1日から令和6年11月30日までの使用状況(令和6年度中の退職者数等を含む。)

介護ロボット導入後、3年間は使用状況報告書を県(長寿社会課)に提出していただく必要があります。  
 (提出いただいた報告書の情報の一部は、県ホームページに掲載させていただく場合があります。)